

# 令和8年度つくばみらい市奨学生募集要項

本市では、つくばみらい市奨学生貸付条例に基づき、経済的理由により就学が困難な方を対象に、教育を受ける機会均等を図るとともに、広く人材を育成することを目的として、令和8年度奨学生を次のとおり募集します。

## 1 申請資格

- (1)～(5)すべての条件を満たしていることが要件となります。
- (1)本市市民の被扶養者
- (2)専修学校(専門課程)・短期大学・大学に在学(在学予定含)する者
- (3)身体が健康であり、学業優秀かつ品行方正である者
- (4)確実な連帯保証人を付することができる者
- (5)奨学生に類する他の学費の貸与又は給与を受けていない者

【例：日本学生支援機構(旧日本育英会)、茨城県奨学生、母子福祉資金、寡婦福祉資金、生活福祉資金(茨城県社会福祉協議会)、交通遺児育英会など。】

## 2 募集人員、貸与月額及び貸与期間

区分	募集人員	貸与月額	貸与期間
専修学校			令和8年4月から在学
短期大学	若干名	30,000円	する学校の正規の修業期間
大学			

## 3 募集期間

令和8年2月2日(月)～令和8年5月8日(金)

## 4 申請手続

申請をされる方は、(1)から(5)の書類を学校総務課へ提出してください。

- (1)奨学生貸付申請書(様式第1号)
- (2)出身学校長又は在学学校長の奨学生貸与申請者推薦調書(様式第2号)
- (3)在学証明書
- (4)住民票の写し(申請者家族全員について記載されているもの)
- (5)収入を証明するもの(主たる家計支持者)

※源泉徴収票や所得税確定申告書等の令和7年中の収入がわかるものを募集期間内に提出してください。(写し可)

## 5 奨学生の選考及び決定

6月初旬に教育委員会における選考結果をご本人あてに通知いたします。

## 6 返還について

- (1)奨学生は無利子とし、卒業(又は退学、奨学生辞退、貸与取消)した日の属する月の翌月から10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。遅延した場合、延滞金の徴収がございます。
- (2)上級の学校へ入学したとき、又は病気その他正当な理由により奨学生の返還が困難であるときは、返還期限の猶予がございます。
- (3)貸与を受けた者が死亡又は著しい心身障害の状態となったときは、奨学生の全部又は一部返還を免除することができます。

## 7 その他

- (1)毎年度末、在学学校長の学業成績証明書をご提出いただきます。
- (2)次の各号のいずれかに該当した場合、奨学生の貸与を停止、取消、又は減額することがあります。
  - ア 疾病その他の理由により卒業の見込みがないと認められたとき
  - イ 学業成績又は操行が著しく不良であると認められるとき
  - ウ 奨学生の貸し付けが不要となったとき
  - エ その他教育委員会において奨学生として適当でないと認めるとき
- (3)休学、復学、転学、又は退学した場合、本人及び連帯保証人並びにこれら以外で奨学生を受領する者について住所又は氏名に変更があった場合等につきましては、異動届(様式第5号)をご提出いただきます。
- (4)奨学生の定数は、その年度の予算の範囲内となります。

お問合せ・申込先 つくばみらい市教育委員会 学校総務課 総務係

〒300-2395 つくばみらい市福田195番地

TEL 0297-58-2111(内線 7106)